

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託業務名：市町村災害廃棄物処理計画策定支援業務

2 目 的

各都道府県及び市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に規定する基本方針に基づき、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

近年、台風被害、大雨災害等の自然災害が頻発化、激甚化しており、その際に排出される廃棄物対策においては災害廃棄物処理計画の策定等、平時からの備えが重要とされているが、沖縄県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定率は58.5%（令和7年3月末時点）と全国的にも低い値となっているため、計画未策定の市町村に対し計画の早期策定を促すことにより、災害時の廃棄物処理の実行性を高め、発生時の対応力強化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

4 委託業務の内容

計画未策定の市町村に対して、計画策定の必要性の説明や策定事例の紹介等を行い、計画策定にあたり課題となっている事項について調査を行い、早期策定の実現となるよう今後の工程等を具体的に整理する。

（1）具体的な業務内容

- 1）計画未策定の理由や作業進捗について各市町村へヒアリングし課題を整理する。
- 2）災害廃棄物処理計画の案又は素案を作成している市町村については、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）の記載必須項目・点検事項が記載されているかを点検し、点検結果を踏まえ助言等を行う。
- 3）各市町村と共有した課題と策定上の助言、工程等について取りまとめ、市町村に共有する。

（2）対象市町村

渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、北大東村、伊是名村、多良間村、与那国町

5 成果品

（1）報告書を以下のとおり提出すること。

ア 冊子を1部、電子データ（記録メディア）を1式提出すること。

イ 記録メディアはCD-R又はDVD-Rとし、電子データはMicrosoft Word、Microsoft PowerPoint又はMicrosoft Excel及びAdobe PDFの形式で記録すること。

なお、報告書には、市町村との打合せ記録に加え、各市町村と共有した課題と策定上の助言、工程等の掲載を想定しておくこと。また、作成に当たっては、沖縄県環境部環境整備課と十分に調整を行うこと。

6 業務実施計画書の提出

委託契約後 14 日以内に業務実施計画書を沖縄県環境部環境整備課に提出すること。
計画を変更する場合も同様とする。

7 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

なお、成果品は、すべて公表対象であることを想定し、手続きを行うこと。

8 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

ファシリテーション業務

その他（本契約は、一般競争入札の落札者を受注者とするため、落札者と協議を行い定める。）

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による本県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計・速記

10 事業実施に係るその他事項

仕様書に疑義が生じたときやより難い事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県環境部環境整備課と速やかに協議し、その指示に従うこと。